

第 2 1 回南阿蘇村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年3月11日（月）午前10時開会
2. 開催場所 南阿蘇村久木野庁舎 3階 第一会議室
3. 出席委員
- | | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| 1 番 島田 豊 | 2 番 後藤 秀和 | 3 番 宇藤 欣喜 | 4 番 渡邊 優子 |
| 5 番 笠野美津代 | 6 番 安達 英二 | 7 番 後藤 操 | 8 番 岩本 孝之 |
| 9 番 古澤 勝康 | 10 番 佐藤 久康 | 11 番 古澤 博保 | 12 番 興呂木和也 |
| 13 番 市原きみよ | 14 番 村上 豊彦 | 15 番 宮崎 明 | 16 番 藤原 政信 |
| 17 番 長野美千代 | 18 番 荒牧 文博 | 19 番 大塚 恭徳 | |

欠席委員 なし

4. 議事日程
- | | |
|-------|----------------------|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 経営基盤強化促進法許可申請について |

5. 事務局職員
- | | |
|------|-------------|
| 事務局長 | 岩下 慎二 |
| 係長 | 後藤 行志、長野 リエ |

6. 会議の概要

発言者	内 容
事務局長	<p>それでは皆様、おはようございます。まず本総会の開催ですが委員総数19名、出席19名で、会議規則7条により本会総会が成立することをまずご報告をさせていただきます。それと今皆様のお手元に農業委員会憲章がご配りしてあると思っておりますけれども、これは先の阿蘇郡市の農業委員会の会長の申し合わせ事項によりまして、総会時に全員で唱和をするということになりましたので、3月以降これから農業委員会の憲章を皆さんでご唱和したいと思います。それでは1回目は事務局が最初の条文を読みます。その後、「一、農業委員会は」と事務局の後藤が申し上げますので、引き続きその後の条文のご唱和をお願い致します。それでは皆さんご起立をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">—農業委員会憲章の唱和—</p> <p>ありがとうございました。それでは着席をお願いいたします。</p>
事務局	<p>今回も送付しております召集告知書の裏に憲章をコピーしておりますので、次回からは別にコピーは準備しませんので、お送りしている通知をお持ちいただきますようお願いいたします。それか農業委員会手帳に書いてありますのでご準備お願い致します。</p>
事務局長	<p>それでは、農業委員会憲章については、次回からは議事録署名委員の方お二人にお願</p>

<p>11番 事務局長</p>	<p>いをするという事になりますので、どちらの方が条文を読まれるか、また指揮をされるかはお二人で決めていただきたいと思います。こちらからは以上です。</p> <p>番号が若い方が条文と決めておいたらよいではないか。</p> <p>それではそのようによろしく願い致します。総会を始めます前に、会長より挨拶をいただいて総会に入りたいと思います。</p> <p>会長 おはようございます。お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。今やったとおり1月には局長と人吉研修がありまして、2月後半には職務代理者と3人で大分の大野城市農業委員会に研修がありまして、このような感じになりました。ご協力よろしく願いします。それとあとで事務局から報告するかと思いますが皆様方のご協力によりまして全国農業新聞の全国農業者会議からの表彰があるということで、本当に皆さんにはご迷惑おかけしましたがありがとうございました。</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>では、只今から第21回南阿蘇村農業委員会総会を開催致します。本日の議事録署名委員に6番安達英二委員、7番後藤操委員を指名します。</p> <p>それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p> <p>はい朗読いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>番号1：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字中松字上東原 ■番 ■ 地目台帳現況ともに畑 面積 ■㎡ 外1筆 計2筆 ■㎡ 所有権移転贈与となっております。</p> <p>番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字両併字上御手水 ■番 ■ 地目台帳現況ともに畑 面積 ■㎡ 異動の理由 所有権移転売買となっております。</p> <p>番号3：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字中松字下船方 ■番 ■ 地目台帳現況ともに畑 面積 ■㎡ 異動の理由 所有権移転売買です。</p> <p>番号4：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字中松字横道下 ■番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■㎡ 外1筆 計2筆 ■㎡ 賃借権設定5年となっております。</p> <p>番号5：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字久石字上駄原 ■番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■㎡ 外1筆 計2筆 ■㎡ 所有権移転売買となっております。</p> <p>番号6：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字入佐内 ■番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■㎡ 外10筆 計11筆 ■㎡ 所有権移転贈与となっております。</p> <p>番号7：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字長野字表ヶ迫 ■番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■㎡ 所有権移転売買です。</p> <p>番号8：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字長野字表ヶ迫 ■番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■㎡ 外1筆 計2筆 ■㎡ 所有権移転売買となっております。</p>

番号9：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字中松字杉ノ本 番 地目台帳現況ともに田 面積 m² 外1筆 計2筆 m² 賃借権設定5年 相続権者同意書有です。

番号10：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字坂ノ上 番 地目台帳現況ともに畑 面積 m² 賃借権設定3年となっております。

以上10件ご審議方よろしくお願ひ致します。

議長 ありがとうございます。1番の案件が農業委員の案件ですので、1番の案件から先にやりたいと思います。当該委員は退席をお願いします。

では地元委員の説明をお願いします。

3番 議案1号1番につきまして、3番の宇藤が説明申し上げます。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。譲渡人は仕事で におられましてこちらの方には住んではいられないので、管理がなかなかできないということで、荒廃地になるような感じになっております。場所は の西側の がある場所です。所有権移転贈与になっております。ご審議方よろしくお願ひ致します。

議長 ありがとうございます。では審議をお願いします。

(異議なし)

議長 では番号1番、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第1号1番は原案どおり可決します。では、2番から地元委員の説明をお願いします。

7番 議案第1号2番を7番の後藤がご説明申し上げます。譲渡人は高齢で に入っておられまして、息子さんがおられますけれども息子さんも で農業ができないということで、この度所有権移転売買となっております。ご審議方よろしくお願ひ致します。

3番 1号3番につきまして、3番の宇藤が申し上げます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。場所は の手前の の の前のちょっと入り込んだ所でございますが、今度所有権移転売買で管理がよくなって荒廃地に近い土地じゃありますけれどもそれが改善されるのではと期待しております。ご審議方よろしくお願ひ致します。

4番 議案1号の4番について、4番の渡邊が説明致します。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。譲受人、譲渡人は の となります。譲受人は2年ほど農業研修を別のところで行われ、今年4月から新規就農者として夫婦で農業を始められる予定です。賃借権設定5年になります。ご審議よろしくお願ひ致します。

12番 議案1号5番につきまして、12番興呂木が説明します。譲渡人、譲受人は記載のと

おりです。親戚関係になります。譲渡人の方がこちらにおられず■■■■■在住になりまして、田んぼが荒廃地状態に近くなっております。そういう事で誰か作付けする人がいないかということでだいた探しておりましたがとうとう見つからずに、親戚関係の譲受人の方がそういう事であれば耕作しますということで、所有権移転売買の話がまとまっております。ご審議よろしく申し上げます。

11番 議案第1号6番について、11番の古澤が説明致します。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲渡人と譲受人は親子関係でございます。譲渡人が高齢のため息子さんに譲るということで所有権移転贈与となっております。ご審議方よろしくお願い致します。

17番 議案第1号7、8番について、17番の長野が説明致します。譲渡人、譲受人、並びに申請地は議案書記載のとおりです。この程譲渡人、譲受人との間で所有権移転売買の合意がなされての申請となっております。譲受人は新規就農の方で、以前から一緒に■■■■■を手伝わっていました。所有権移転後は■■■■■を引き継がれます。ご審議方よろしくお願い致します。

6番 9番につきまして、6番の安達が申し上げます。申請人、申請地につきましては議案書記載のとおりでございます。議案書のとおり土地の持ち主の方は亡くなられておりますので、貸借契約につきましては亡くなられた方とは結ばれませんので、相続権者の同意を得てこのような形になっております。また、譲受人におかれましては、今度新規就農されるということで、一年間程■■■■■農家の方に研修をされております。今回村の空き家対策の方に住居を求めておられましたけども、■■■■■の方に空き家がありましたので、その空き家を借りてその近くにある土地を新規就農して土地を借りたいということでございます。地元といたしましても新規就農の方大いに歓迎いたしますので今後見守っていききたいと思います。ご審議をよろしくお願い致します。

18番 議案第1号番号10について、18番の荒牧がご説明致します。只今番号9で安達委員さんよりご説明がありました譲受人の方が農業研修時に大変お世話になりました■■■■■地区の受け入れ農家の圃場の近くでこれからももっと■■■■■を勉強したいというご意思があられ、そこに隣接する農地を所有する譲渡人との間で3年間の賃借権設定が結ばれることとなりました。何ら問題はないかと思っておりますのでご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願いします。

(異議なし)

議長 では採決に移ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決します。

議長	議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。
事務局	<p>朗読いたします。議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について</p> <p>番号 1：申請人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字小野 番 地目台帳現況ともに田 面積 m^2 外 7 筆 計 8 筆 m^2 転用目的植林となっております。</p> <p>番号 2：申請人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字久石字三の烏竹 番 地目台帳現況ともに畑 面積 m^2 転用目的駐車場となっております。</p> <p>番号 3：申請人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字玉来 番 地目台帳現況ともに畑 面積 m^2 転用目的宅地拡張（通路及び駐車場）となっております。</p> <p>以上 3 件、ご審議よろしくお願い致します。</p>
議長	ありがとうございます。1 番が農業委員の案件ですので退席をお願いします。では地元委員の説明をお願いします。
1 1 番	<p>第 2 号議案 1 番について 1 1 番の古澤が説明致します。申請人、所在地については記載のとおりでございます。農地法第 4 条許可申請について、この農地は旧久木野村時代に宅地として農地法第 5 条の許可申請を受けた農地です。当初の農地は相当の段差があり宅地にするため埋立てを行い、土壌には碎石、表面にはガラス等を敷き込まれた宅地造成が行われ 2 0 数年以上放置され、一部は原野化した状態であった。その後土地を取得し農地としてトラクターで開墾を試してみたが、落石やガラス等により無理が生じたため、そのまま竹林を伐採して、オリーブの苗を植栽したが数年後枯れてしまいそのままの状態であった。現況については、原野化一部は竹林化しており、また農地としての判断は非農地の B 判定を受けており、山林として周囲に迷惑がかからないよう管理したいという申請があがっております。場所については あるいは の東側の になります。転用目的は植林となっております。審議方よろしくお願い致します。</p>
議長	ありがとうございます。では説明が終わりましたので 1 番の審議をお願いします。
1 4 番	ちょっといいですか。前も転用の申請があつてできなかったところと同じ土地と思うが、知らない人もいると思うので説明をお願いします。
議長	1 回あそこは当該委員が農地として購入して、1 年も経たないうちに非農地の申請があつたので、農業委員会であと一年は見送りにしましょうという感じだったと思う。事務局どうですか？そのような感じで一度見送っていた案件だったと思うが。
事務局	農地として買われたという経緯がありますので、すぐさま非農地というのは農業委員会としてはどうかという話だったと記憶しております。それではいけないということでオリーブなどを植えられたと記憶しております。その後でこの案件があがってきたと解釈しております。

議長	久木野地区の委員は今日現場を見に行ってきたと思うが、久木野の委員さんが地元でどういうふうに見たか。
9 番	現状じゃとても農地として使えるような土地ではないです。現状農地への復旧は無理というところですよ。イノシシの足跡などがかなりあって農地への復旧は無理と見た。
議長	ほかにも事例があるように、田であっても植林やらで認められるように、有害鳥獣などで耕作ができないから植林しましたという感じで認めましょうかという考えですが。
1 2 番	農地としては維持管理もできないし、あれをまた農地に戻せといっても……。今からこういう問題が多く出てくると思う。
1 4 番	やっぱり出ると思う。だからきちっと決めておかないと、この後農業委員会でまた話が出た時に前のはそれで良かったじゃないかと言われた時に返答ができるようにしておいてほしいと思う。そうでないと返答ができなかつたらいけないのではないかな。もちろん農振の中にも入っていないのだから、申請が出ているのでこのままとおっていくとは思いますが、今後同じような問題が必ず出てくると思うからきっちり話しておいた方が良く思う。
議長	もうここ2年以上経ったのか。
事務局	3年です。
1 1 番	実際、オリーブを植えてみたりとかいろいろ耕作はしてみられているが、下の方はどうにか昔の田のような形はしているが、上の方は今申しましたように駐車場などにするように現所有者の前の人の時に砂利などが入ってしまったので、全然どうにもならない状態が半分といわない広さある。一部山林化になっている。
9 番	周りは宅地があったり、下も造成がしてあるようだ。
議長	久木野はどんどん住宅などが建っているが、そこは分譲などが可能な場所か。
9 番	はい。造成してきれいにすれば分譲で売られるようなところと私は見ました。現に下の方も良くなってきているし、だんだん建物ができてきているので、あのまま荒地で火災でも、誰かタバコの火でも投げれば炎上するようなところなので危ないなどは思っています。
議長	でもまあ3年経ってそういう感じで、分譲ができるような場所でもありますけれども、農地法で段階を踏んできて3年経って、このような流れできておるような案件でもあるし、それまでにはオリーブを植えたり農地に戻そうとした形跡があるなら多数決をとりたいと思いますがいかがですか。外に何かご意見がある方はいらっしゃいますか。
3 番	いいですか。話の中で宅地化される可能性があるというが、あそこは危険区域に入っ

	<p>ているのでそのような可能性はまずないと私は思います。</p>
議長	<p>そういうことを深く言ったつもりではなかった。ただ以前も転用の話があつて、そのような流れがあつたので、話題にただけだ。</p>
3 番	<p>私も判断資料として言っただけです。いろんな場合で案件があがってくるので。</p>
議長	<p>だから言うものはいろんなことを言うので、それを想定して農業委員会の中でもどのような返答か、質問に関して返答ができるようにはしておいた方が良くと他の委員も心配して意見を言われたと思う。しかしまあさっきも言ったように期間も経っているので多数決でやりたいと思いますがいかがですか。</p>
議長	<p>じゃあ 1 番の案件につきまして賛成の方挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(挙 手)</p>
議長	<p>賛成と認め、議案第 2 号 1 番は原案どおり可決します。</p>
議長	<p>では 2 番、3 番、地元委員の説明をお願いします。</p>
1 2 番	<p>議案第 2 号 2 番につきまして、1 2 番興梠が説明致します。申請人、申請土地は議案書のとおりでございます。県道の買収に伴いまして宅地の方がだいぶ用地買収にかかりまして、今まで車を停めていた駐車場が全然なくなりまして、県道を挟んで今度申請があがっております土地に駐車場を作りたいということで、また申請人のお宅の墓地が家の隣にありまして、その墓地に親戚の方たちが盆正月に墓参りに来るための駐車場もないということで申請があがっております。申請地はほかに問題点は特にないと思ひます。よろしくお願ひ致します。</p>
1 6 番	<p>議案 2 号 3 番につきまして、1 6 番の藤原が説明致します。申請人、申請地は記載のとおりです。申請人は熊本地震により自宅が被災しましたので、昨年 の 2 月に農地を転用され新築されましたが、通路及び駐車場が狭いということで新たに宅地拡張を申請されました。計画実施においては排水計画もされています。問題はないと思ひますのでご審議よろしくお願ひ致します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。では 2 番、3 番の審議をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議長	<p>では採決に移ります。議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 2 号は原案どおり可決します。</p>

議長	<p>続きまして議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読いたします。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について 番号1：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字白川字古柳 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 外1筆計2筆 ■■■㎡ 転用目的 進入路及び個人住宅 転用所有権移転無償です。 番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字中松字下西原 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 転用目的個人住宅 転用所有権移転無償となっております。 番号3：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字摺尾西 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに畑 面積 ■■■㎡ 転用目的倉庫及び駐車場 転用所有権移転有償です。 番号4：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字久石字二の烏竹 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに畑 面積 ■■■㎡ 転用目的資材置場（始末書添付） 転用賃借権設定移転となっております。 以上4件、ご審議方よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p>
1番	<p>議案3号1番につきまして1番の島田が説明します。譲渡人、譲受人、申請土地は記載のとおりです。譲渡人と譲受人は親子で■■■が譲受人となっております。転用所有権移転無償で進入路及び住宅建設の申請となっております。場所は■■■を越えた■■■沿いで■■■さんの■■■があるところの東■■■mくらいのところの住宅地の一角となっております。給排水についても区長の承諾も取っており何の問題もないと思われまます。ご審議方よろしく願いします。</p>
3番	<p>議案第3号2番につきまして3番の宇藤がご説明申し上げます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。申請人2人は伯父と姪でありまして今現在宅地になっている周りにわずかな広さの田がありまして、それを転用所有権移転無償となっております。ご審議方よろしく願い致します。</p>
10番	<p>議案第3号3番について10番の佐藤が説明します。申請人、申請土地の状況につきましては議案書記載のとおりでございます。譲受人は南阿蘇に定住移住で申請地に来られております。倉庫及び駐車場が欲しいということでこのたびの申請があがっております。場所は■■■の■■■の西側で、■■■から南へ■■■mくらい入ったところにあります。転用所有権移転有償で申請があがっております。ご審議方よろしく願い致します。</p>
12番	<p>議案第3号4番につきまして12番の興梠が説明致します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりでございます。譲渡人は土建業をされておられて震災あとに急に仕事が増えまして、今まで使っていた資材置場が手狭になり、いままで鳥獣害で何もできなかったような畑を土場として使っておられました。早く申請すればよかったのですが、何しろ仕事が忙しくて先延ばしになって、今になったということで始末</p>

<p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>書添付で本人も非常に反省しておられます。廃土などが積んでありますが周りの農地には迷惑をかけないということを条件に同意も得ておられますのでよろしくご審議お願い致します。</p> <p>ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>採決に移ります。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、意義がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>続きまして議案第4号経営基盤強化促進法許可申請について番号1番から9番、並びに番号12番から20番の新規案件について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p> <p>はい朗読いたします。議案第4号経営基盤強化促進法許可申請について</p> <p>番号1：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字白川字西原 ■番 地目台帳現況ともに田 面積 ■㎡ 賃借権設定3年です。</p> <p>番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字吉田字南鶴 ■番 1 地目台帳現況ともに田 面積 ■㎡ 外1筆計2筆 ■㎡ 賃借権設定5年です。</p> <p>番号3：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字一関字西原 ■番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■㎡ 外6筆計7筆 ■㎡ 賃借権設定4年です。</p> <p>番号4：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字吉田字南鶴 ■番 地目台帳現況ともに田 面積 ■㎡ 外3筆計4筆 ■㎡ 賃借権設定5年 相続権者同意書有となっております。</p> <p>番号5：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字一関字水入 ■番 地目台帳現況ともに田 面積 ■㎡ 外2筆計3筆 ■㎡ 使用賃借権設定5年 相続権者同意書有です。</p> <p>番号6：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字一関字蟻塚 ■番 ■ 地目台帳現況ともに畑 面積 ■㎡ 外3筆計4筆 ■㎡ 賃借権設定7年です。</p> <p>番号7：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字鍋次郎 ■番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■㎡ 賃借権設定5年です。</p> <p>番号8：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字蛇迫谷 ■番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■㎡ 外2筆計3筆 ■㎡ 使用賃借権設定5年です。</p> <p>番号9：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字上川原 ■番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■㎡ 外3筆計4筆 ■㎡ 賃借権設定5年です。</p>

事務局	<p>とばしまして番号12：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字吉田字黒石 ■■■番 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 外6筆計7筆 ■■■㎡ 賃借権設定10年 農地中間管理機構です。</p> <p>番号13：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字吉田字黒石 ■■■番 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 賃借権設定10年 農地中間管理機構となっております。</p> <p>番号14：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字吉田字黒石 ■■■番 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 賃借権設定10年 農地中間管理機構です。</p> <p>番号15：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字吉田字免ノ上 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 賃借権設定10年 農地中間管理機構です。</p> <p>番号16：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字御領水 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 外10筆計11筆 ■■■㎡ 賃借権設定10年 農地中間管理機構です。</p> <p>番号17：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字下西原 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 外1筆計2筆 ■■■㎡ 賃借権設定10年 農地中管理機構となっております。</p> <p>番号18：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字山田原 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 外2筆計3筆 ■■■㎡ 賃借権設定10年 農地中管理機構（物納）となっております。</p> <p>番号19：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字上駄原 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 外1筆計2筆 ■■■㎡ 賃借権設定10年 農地中管理機構 相続権同意書有です。</p> <p>番号20：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字前川 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 外5筆計6筆 ■■■㎡ 賃借権設定10年 農地中管理機構 相続権者同意書有となっております。</p> <p>以上、新規案件18件、再設定2件ご審議よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので番号1番から9番については地元委員の説明をお願いします。また12番から20番については事務局から説明をお願いします。</p>
1番	<p>議案第4号1番の案件につきまして1番の島田が説明します。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。譲渡人の申請土地の隣に、譲受人の土地がありまして、譲渡人の方は少し足が不自由でできないということで、今までずっと荒れない程度にロータリーだけかけておられましたので、隣の持ち主の譲受人が耕作したいということで話がまとまったそうです。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
8番	<p>議案第4号2番について8番の岩本が説明致します。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲渡人は■■■■でなかなか耕作ができなということで、譲受人に依頼したところ依頼を受けたということでございます。ご審議の程よろしくお願い致します。</p>

4 番	<p>議案 4 号 3 番 4 番 5 番 6 番について 4 番の渡邊が説明致します。</p> <p>まず 3 番につきまして譲渡人が自身で耕作することが無理となり耕作者を探されておられたところ、同じ地域内の譲受人との合意がなされ契約の運びとなりました。賃借権設定 4 年となります。</p> <p>4 番 5 番につきまして、譲渡人は死亡しております。譲受人は同じ人物なので一緒に説明させていただきます。譲渡人はどちらも亡くなっておりまだ相続が済んでおりません。相続権者同意書添付での契約となります。相続権者は県外に住んでおられ年に数回帰ってこられて草刈り等をされておりましたが、自身も高齢になりそれも難しくなったため耕作者を探されておりました。譲受人は 3 年ほど前から会社をやめ農地を広めたいと思っておられたので合意の運びとなりました。賃借権設定 5 年と使用賃借権設定 5 年となっております。ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>6 番につきまして説明します。譲渡人、譲受人は記載のとおりになります。譲渡人が高齢となり耕作者を探しておられたところ、同じ地域内で家族で農業を広くされている譲受人に相談されたところ合意がなされました。賃借権設定 7 年です。よろしく申し上げます。</p>
1 1 番	<p>議案第 4 号 7 番について 1 1 番の古澤が説明致します。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲渡人と譲受人の間で合意がなされ、このたびの案件となっております。譲受人は大規模農家で後継者もしっかりしておられて何ら問題はないと思っております。賃借権設定 5 年です。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
1 4 番	<p>議案第 4 号の 8 番について 1 4 番の村上が説明致します。譲受人、譲渡人は記載のとおりでございます。この土地は前に耕作している方がおられましたが、ちょっとできないということで、譲受人の畜舎が傍にあるということでお願いして作ってもらうことになりました。使用賃借権設定 5 年です。よろしく申し上げます。</p>
1 8 番	<p>議案第 4 号番号 9 について 1 8 番の荒牧がご説明致します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。このたび 5 年間の賃借権設定が結ばれることになりました。譲渡人はご高齢で 2 年ほど前にも ████████ をされて、作付けの現状維持が少し厳しくなられており、また譲受人は震災で我が家の多くの農地に被害を受けられており、水稻を作付けしたいということを希望されております。ご審議をよろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>番号 1 2 番から 2 0 番まで事務局よりご説明申し上げます。1 2、1 3、1 4、1 5 は同一世帯案件ですのでまとめてご説明申し上げます。こちらはいつものごとく熊本県農業公社の方に 1 0 年間貸付ける事業となっております。場所につきましては旧 ████████ の北側の ████████ のすぐ上となっております。面積が合計で約 ████████ となっております。こちらの方は借主はもちろん決まっておりますので、今後総会にて借受けの案件で出てきます。</p>
議長	<p>決まっているのか。</p>
事務局	<p>はい。実際される方は今度新しく新規で農業法人をされる方となっております。そちらの方の意向ではハウスを作ってトマト、露地でトマトなどいろんな形で野菜を主に作</p>

	<p>っていくのと、ハーブを作りたいという希望がっております。そちらの方に貸付ける予定となっております。</p> <p>番号16番につきましても、こちら農地中間管理機構を通して賃借権10年で貸し出す案件となっております。場所につきましては、全部久木野の圃場整備区内にまとまってあり農地的には二団地くらいあります。約■■■■と■■■■㎡なので2箇所に分けて貸し出す予定となっております。こちらの方も借り手の方は決まっております。</p> <p>17番、18番につきましてご説明申し上げます。こちらも中間管理機構10年となっております。同じ名前でも2つに分かれておりますのは、賃借権設定10年こちらは金納のみと17番はなっております。18番の方になりますと物納を希望されておりますので別の形での案件となり番号を分けております。こちらの方も17番18番それぞれ賃借人決まっております。もちろん地元の方となっております。</p> <p>19番の説明を申し上げます。19番の方も農地中間管理機構10年の賃借となっております。こちらの方は久木野の法人、法人といひましても農事組合法人ではありません。違った■■■■を作られている農業生産法人の方が借りられる予定となっております。お二方での話し合いがまとまったの申請となっております。</p> <p>次は20番となります。20番も10年で貸し出しとなっております。こちらの方は先程の番号12から15で借りられる法人の方が久木野の方でも借りたいということで持ってこられた案件となっております。実際こちらの農地はなかなか作られてなくて、耕作できるような状態ではありますけれどもあまり利用されていない土地となっております。こちらの方では野菜またハーブを作りたいというご意向がありますので、そちらの法人に貸し出す予定となっております。以上20番まで説明終わらせていただきます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員並びに事務局の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p>
	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>では、採決に移ります。議案第4号経営基盤強化促進法の許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決します。</p>
議長	<p>続きまして議案第5号農地法第2条第1項に該当しない農地の非農地化について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>はい朗読いたします。議案第5号農地法第2条第1項に該当しない農地の非農地化について</p> <p>番号1、所有者記載のとおりです。申請土地の状況 大字中松字大正寺■■■■番、地目台帳田 現況山林、面積■■■■㎡、農振区分 農振白地となっております。現在の土地の状況 竹林化しております。現況確認日 平成31年2月25日に行っております。農地・非農地の判断区分としましては事務局は非農地と判断しております。</p> <p>以上1件ご審議方よろしくお願ひ致します。</p>

議長	続けて事務局説明をお願いします。
事務局	議案第5号の参考資料を別添で付けております。こちらの方を見ていただきますと申請地の方を赤色で囲んでおります。こちらが■■■■■■■■■■となっておりまして、■■■■■■■■■■が右端の方に出ております。下の左端の方に道が見えますのが、■■■■■■■■■■となっておりまして、その左端に立っている白い建物が■■■■■■■■■■の■■■■■■■■■■となっておりまして、そちらの北の方の農地となっております。もう一枚めくっていただきますと、こういった形で山際にあつてスズ竹が密集して生えております。所有者の方にも聞いたところ、鳥獣被害などもあり今後農地として戻すことは難しいという相談も受けてこのような申請となっております。中に入って写真を撮ろうと思ったのですが、なかなか中にも入れないような状況でしたので、少し手前の方から撮らせていただいてこのような写真となっております。実際こういった農地が村内には多く存在すると思いますので、今後非農地化という場合には一旦現地を見て、農振地に入っている所は難しいと判断しておりますので、それ以外の農地に関してはできるだけ非農地化を進めていきたいと思っておりますので、こういった形で何かございましたら事務局の方にご相談いただければと思っております。以上、ご審議の程よろしくお願い致します。
議長	ここは山際になっているが、もう少し下にあるような場合はダメなのか。
9番	面積がえらく広いですね。
事務局	面積が広い畑になります。実際、とんとど真ん中に竹林化してるというのは難しいんじゃないかと、その場合には逆に農業委員さんが農地に戻してくれという判断になってくるのではないかなと事務局の方としては思っております。ただ相続などができなくて荒れているというのは、どうするべきなのかというのは今後の課題ではないかと思っております。
議長	こう拓けている場合にこの辺だったらどうするのか。
事務局	上に畑が残っているならそこは難しいのではないかと思います。
議長	前が拓けているからか。
事務局	前と後ろにもちょうど間とかにあつたらですね。
議長	ここは山と山に挟まれているからな。
1番	場所的にもここは仕方ない。
事務局	一番問題になっているのが相続してないとか、そういった農地になると非農地化はできるんですけど、相続ができないので、登記地目を変えることはできるのはできます。その後は所有者さんの話で相続は誰にするかをしてもらわないといけないので。

1 番	相続はしてなくても非農地化できるのですか。
事務局	非農地化はできます。所有権移転や名義を変えたりはできません。持っておられる所有者の相続権者の方がおこなってくださいという話しになります。亡くなった方の農地でも非農地化はできます。
議長	非農地化はできるが法務局は行けんということだろう。
事務局	法務局にあって登記地目は変えられるのですが所有権は変えられません。それはもちろん民法上のそういう手続が終わってからでないといけません。
議長	ありがとうございます。では議案第 5 号農地法第 2 条第 1 項に該当しない農地の非農地化について異議がない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 5 号は原案どおり可決します。
議長	では、続いて片島くんから説明があります。
片島	おはようございます。お世話になっております。農政課の方で農振の担当をしております片島です。よろしくお願ひ致します。すみません一応私の方からその他ということで、昨年の 1 1 月に南阿蘇村地域の農業の振興に関する計画ということでご説明をさせていただきまして、農業委員会さんあるいは農協さんあたりからの意見聴取をさせていただいておりました。昨年の 1 2 月から 3 0 日間の住民からの意見聴取を諮りまして、だいたい今年度中にはこの計画案が策定されまして農振除外まで終わる手はずでございましたが、今年に入りまして 2 件の内の 1 件の方から、震災から 3 年ほど来月で経つ訳なんです、諸事情によりまして農振除外の取り下げをされましたので、一部変更という形になりました。計画書の中の方を見ていただきますと、だいたい 2 件農振除外をする計画でございましたが、1 件の方から除外の取り下げをされましたものですから、一応県とも協議をさせていただきまして、ちょうど 3 0 日間の住民からの意見聴取が終わる時期でありましたので、村の方といたしましては本人さんともご相談させていただきまして、意思も確認させていただきまして、ストップしていた状況であります。ですので農振除外までの手続にはまだ入っておりませんでしたので、もう 1 回計画書を修正をかけさせていただきまして、農業委員会さんと農協さんあたりの意見聴取を諮った上で、また 3 0 日間の住民からの意見聴取、その後 1 1 条公告、1 2 条公告ということで農振除外をさせていただく形になっております。ただ、この計画を作成するにあたりましては、農地の転用がその後されるという形になっておりますので、この計画書を策定した後、農地の転用となっております。中身につきましては、前回の 1 1 月にご説明をさせていただいておりました、計画書の中の 2 件の内 1 件が取り下げという形になっておりますので、1 件分を削除させていただいて、もう一度農業委員さんの方に意見聴取という形をさせていただいているということが現状であります。大変申し訳ありませんが、中身に関しては割愛させていただきまして、状況あたりを説明させていただきまして、農業委員さんからの意見聴取という形をとらせていただきたいと思いますと考えておりますの

	<p>でよろしくお願いいたします。以上です。</p>
事務局長	<p>場所とかはわかっておられますか？</p>
片島	<p>場所も前回と変わっておりません。2件の内の1件が取り下げをされましたということですので、その部分が削除という形になっております。場所も■■■■■の所になります。面積もだいたい■■■㎡プラスの■■■■■という形になっておりますので■■■㎡ということになっております。</p>
9番	<p>前は2件あったのですか。2件あったのが1件になったということですか。</p>
片島	<p>はい。1件が非常に厳しいということでしたので、そちらの方で再建するのがですね。</p>
議長	<p>違う話になるが、今もまだ農振の見直し作業はしているのか。</p>
片島	<p>震災関係ですか。</p>
議長	<p>ああ。</p>
片島	<p>そうですね。来年度が農振の全体見直しを行う予定にしております。本来でしたら平成30年度が5年ごとの見直しの時期で、だいたいでしたら平成30年度が全体見直しだったんですけど、やはり震災からの復興を最優先ということで1年間延長させていただいておりますので、来年度が農振の全体見直しの期間となっております。若干ですねまだ震災関係でも農振の除外の申請をされる方が若干名おられます。一応、来年度は全体見直しが4月くらいまでの受付を持ちましてそれ以降は申し訳ございませんが、全体見直しに入ります関係上、受付はおこなっておりません。もしそういった事案等がございましたら、なるべく早く担当の方に相談にさせていただくようお願いしたいと思います。農振除外の案件あたりもご相談は随時受付という形で今年度もやっておりますが、来年度がどうしても全体見直しの期間となっておりますので、全体見直しの期間に入りましたら4月分の受付をもちまして、再来年の4月までは受付をおこなわないという形になっておりますので、申し訳ございませんが早め早めのご相談あたりを、もしそういった方がいらっしゃいましたらお願いしたいと思います。以上です。</p>
議長	<p>中山間地には新たに加えるようなことは申請受付はするということか。</p>
片島	<p>入れたいという方ははい。ただそれも一緒に4月までをお願いしていただければと思います。</p>
議長	<p>質問はないですか。</p> <p>ないようでしたら、次回の農業委員会総会の日程を決めたいと思います。4月10日の水曜日が■■■■■がありますので、4月9日火曜日でもいいですか。4月9日に決定します。では、今日最初にやりました次回の農業委員会憲章は、8番岩本孝之委員、9番古澤勝康委員にお願いします。事務局から他にないですか。</p>

事務局	<p>それでは、手元にパンフレット差し上げております。先程言いました所有者が分からない農地の貸し借りができるというパンフレットと、農業用ハウスの底面を全面コンクリート張りにできるという法案の方が通っております。こちらの方は絵に描いてありますとおり、農作物栽培高度化施設といいまして、下にロボットなどを使うものに限るので畜舎とかは全然当たりませんので、こういった栽培施設であればできますというパンフレットになっておりますのでご覧ください。あとはいつものとおり活動記録簿をお願いします。</p> <p>それから農政課の山室が来ておりますので、説明があるようですのでしばらくお待ちください。</p>
山室	<p>すぐ終わります。(資料を配布) 詳しいことは来月の農業委員さんと農地利用最適化推進委員さんの合同の時に詳しく説明したいと思いますので、今日は農業委員さんが資料が欲しいということでしたので、今日お持ちした次第でございます。村の施策としましては、最後の6ページの方に補助金一覧ということで載せております。上から1,2,3,4段目までが農政課農政係の補助事業となっておりますのでご覧になっていただければと思います。時間がちょっと推しておまして大変申し訳ございませんが、詳しいことは4月には再度説明したいと思います。先ほど申し上げました20万30万円の話しにつきましては、上から2段目のところでございます。新規就農者の参入支援事業ということで、予算の範囲内、1人当たりこれは単身の場合は20万円、夫婦の場合は1.5倍の30万円を上限とするということで、10分の10の補助がこれは旧白水村の頃から就農祝い金としてあったということでございます。合併時に就農祝い金じゃいかんだろうということで、就農準備金ということで農業資材等を購入した際に補助金をやるというふうに合併時に決められたそうなんです。それがずっと周知がなされていなかったことに対しては大変申し訳なかったと思うのですが、今度の5月の広報誌には補助金一覧関係を周知していきたいと考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。</p>
議長	<p>次の予定がありますので質問は4月にしてください。</p> <p>では、これで第21回の南阿蘇村農業委員会を閉会いたします。</p>

7. 閉会時刻 11時26分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

農業委員会会長

後藤 秀和

議事録署名者

6番 安達 英二

7番 後藤 操